

豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会設置要綱

令和5年5月1日豊岡市告示第206号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定による豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画(以下「計画」という。)の策定に関し意見を聴くため、豊岡市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 関係団体の役員又は職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する協議が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高年介護課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長

が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、委員会が第2条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。